

新型コロナウイルス感染症の検査を受けられたみなさまへ

発症日は

月 日

★「発症日」は、陽性と診断を受けた医師にご相談下さい。

65歳以上の方、入院が必要と医師が判断する方（基礎疾患等により入院の必要が生じる可能性がある」と医師が判断した方を含む）、コロナ治療薬や酸素投与が必要と医師が判断する方、妊婦の方については、検査で陽性と判断された場合は保健センターより電話連絡を行います。



あなたの状態をより正確に把握するため
スマホ等による「療養のための質問票入力フォーム」の
入力にご協力ください。

質問票入力フォーム [こちら](#) ➡

2次元
コード

●療養者フォローアップガイド

療養に関することは神戸市ホームページ「療養者フォローアップガイド」をご覧ください。

【主な内容】

自宅療養期間
健康観察と体調悪化時の対応
パルスオキシメーターについて
食料支援
濃厚接触者について

療養者
フォローアップガイド

神戸市療養ガイド 🔍



保健センター（各区役所内）

区役所	電話番号（代表）	区役所	電話番号（代表）
東灘区役所	078-841-4131	長田区役所	078-579-2311
灘区役所	078-843-7001	須磨区役所	078-731-4341
中央区役所	078-335-7511	北須磨支所	078-793-1313
兵庫区役所	078-511-2111	垂水区役所	078-708-5151
北区役所	078-593-1111	西区役所	078-940-9501
北神区役所	078-981-5377		

※ 休日・夜間（17:30～翌8:45）は自動音声のあとに電話番号の案内がありますので最後までお聞きください。

※ 療養期間の途中で症状が悪化した場合は、各区保健センターにご連絡下さい。

※ 神戸市外にお住まいの方は、ご自身のお住まいの自治体（保健所）にご相談ください。

療養期間と療養解除について

症状あり

症状がある場合の療養期間は、発症日から7日間が経過、かつ、症状軽快（解熱剤を飲まずに37.5℃未満に解熱しており、呼吸器症状が軽快傾向）となり24時間が経過するまでの期間となります。

（例1）発症6日までに症状が軽快した場合

発症日 0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	解除日 8日
月 日	例えば、発症後6日目に 症状が軽快した場合						月 日	

（例2）発症7日を越えて症状が続く場合

発症日 0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	解除日 12日
月 日	例えば、発症後10日目に症状が軽快した場合										月 日	

※ 発症から6日を越えても症状が続く場合は、各区保健センターにご連絡ください。

感染者の療養期間は7日間ですが、10日間が経過するまでは、以下の感染予防対策を徹底してください。

【感染予防対策】

マスクの着用、手洗い、手指消毒、高齢者等ハイリスク者との接触を避ける
感染リスクの高い行動（大人数での食事や大きな声を出す機会）等を避ける

無症状

無症状の場合の療養期間は、検体採取日から7日間を経過後となりますが、療養期間の途中で症状が出た場合は、症状が出た日を0日目として、「症状あり」の場合となります。

検体採取日 0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	解除日 8日
月 日	療養期間7日間						月 日	

※ 5日目に検査キットで陰性を確認した場合は6日目から解除になります（抗原定性検査キットは、ご自身で用意したものをお使いください（自費検査））

※ 療養期間の途中で症状が出た場合は、各区保健センターにご連絡ください。

療養に関する証明書について

療養に関する証明書が必要な方は、療養期間終了後に
「確認通知書」の発行申請を行ってください。

確認通知書
申請フォーム

2次元
コード